

流域治水プロジェクトにおける ソフト対策の取組状況などについて

令和 6 年 9 月 6 日（金）
香川県大規模氾濫等減災協議会

目 次

【取組項目】

1	洪水浸水想定区域図の作成	P 1
2	土砂災害警戒区域等の指定	P 1 0
3	ハザードマップの改良	P 1 4
4	災害リスクの現地表示	P 1 7
5	要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進	P 1 9
6	水害・土砂災害に関する広報の充実	P 2 5
7	防災教育の促進	P 2 6
8	避難訓練への地域住民の参加促進	P 2 8
9	ホットラインの構築	P 3 4
10	かがわ防災W e b ポータルの活用	P 3 7
11	市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン活用	P 4 2
12	「災害復旧事業の手引き」の作成	P 4 4

流域治水プロジェクトにおけるソフト対策の取組状況など

□概要

流域治水プロジェクトにおいて、令和5年度の取り組み状況と令和6年度に重点的に取り組む内容について、情報共有し、協議します。

□取り組み項目一覧表

取組No.	項目名
1	洪水浸水想定区域図の作成
2	土砂災害警戒区域等の指定
3	ハザードマップの改良
4	災害リスクの現地表示
5	要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進
6	水害・土砂災害に関する広報の充実
7	防災教育の促進
8	避難訓練への地域住民の参加促進
9	ホットラインの構築
10	かがわ防災Webポータルの活用
11	市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン活用
12	「災害復旧事業の手引き」の作成

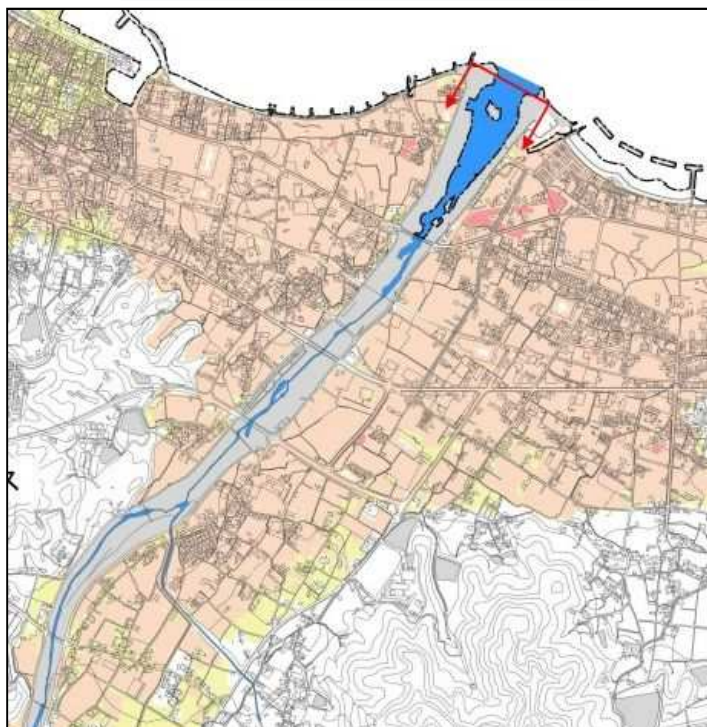
取組No. 1 洪水浸水想定区域図の作成(1/9)

(1) 概要

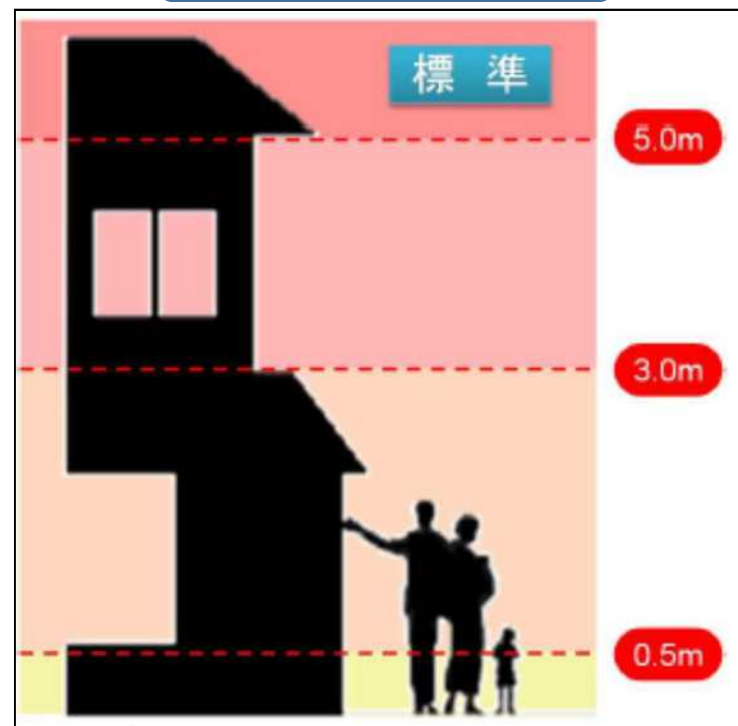
□洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨によって対象とする河川が氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です。

洪水浸水想定区域図



浸水深の表示区分



浸水深の表示区分は、**建物内にいる人のリスク区分**、及び**大人が避難できる水深**を考慮した表示区分により設定。（「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」より）

5.0m以上：2階水没 3.0m以上：2階浸水 0.5m以上：1階浸水 0.5m未満：床下浸水（大人の移動困難）

取組No. 1 洪水浸水想定区域図の作成 (2/9)

(1) 概要

□法律の改正

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(R3. 5. 10公布、R3. 7. 15施行)に伴い、水防法や河川法等が改正されました。

洪水浸水想定区域の指定対象となる河川として、「洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省で定める基準に該当するもの」が追加されました。(水防法第14条)

□改正の趣旨

水防法の改正により、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、**周辺に住宅等の防護対象のあるもの**について指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされました。

⇒ 洪水浸水想定区域の指定対象河川の拡大

①洪水予報河川・水位周知河川

(追加) ②**県管理河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして
国土交通省令で定める基準に該当するもの**

・ダム下流河川 ・住宅等の防護対象のある小規模な河川

取組No. 1 洪水浸水想定区域図の作成(3/9)

(2) ダム下流河川

□取り組み状況

土木部が管理している **16 ダムの下流河川全 21 河川**について、令和4年度に洪水浸水想定区域図を公表しています。

No.	ダム名	河川名	状況
1	千足ダム	千足川、馬宿川	R4.5.31公表
2	五名ダム	湊川	〃
3	大内ダム	様松川、与田川	〃
4	大川ダム	津田川	〃
5	門入ダム	梅檀川	〃
6	前山ダム	鴨部川	〃
7	内場ダム	内場川、香東川	〃
8	栲川ダム	栲川、香東川	〃

No.	ダム名	河川名	状況
9	長柄ダム	綾川	R4.5.31公表
10	田万ダム	田万川	〃
11	粟井ダム	粟井川、柞田川	〃
12	五郷ダム	前田川、柞田川	〃
13	殿川ダム	殿川、伝法川	R4.7.29公表
14	内海ダム	別当川	〃
15	粟地ダム	安田大川	〃
16	吉田ダム	吉田川	〃

□洪水浸水想定区域の指定後の作業

市町地域防災計画の変更

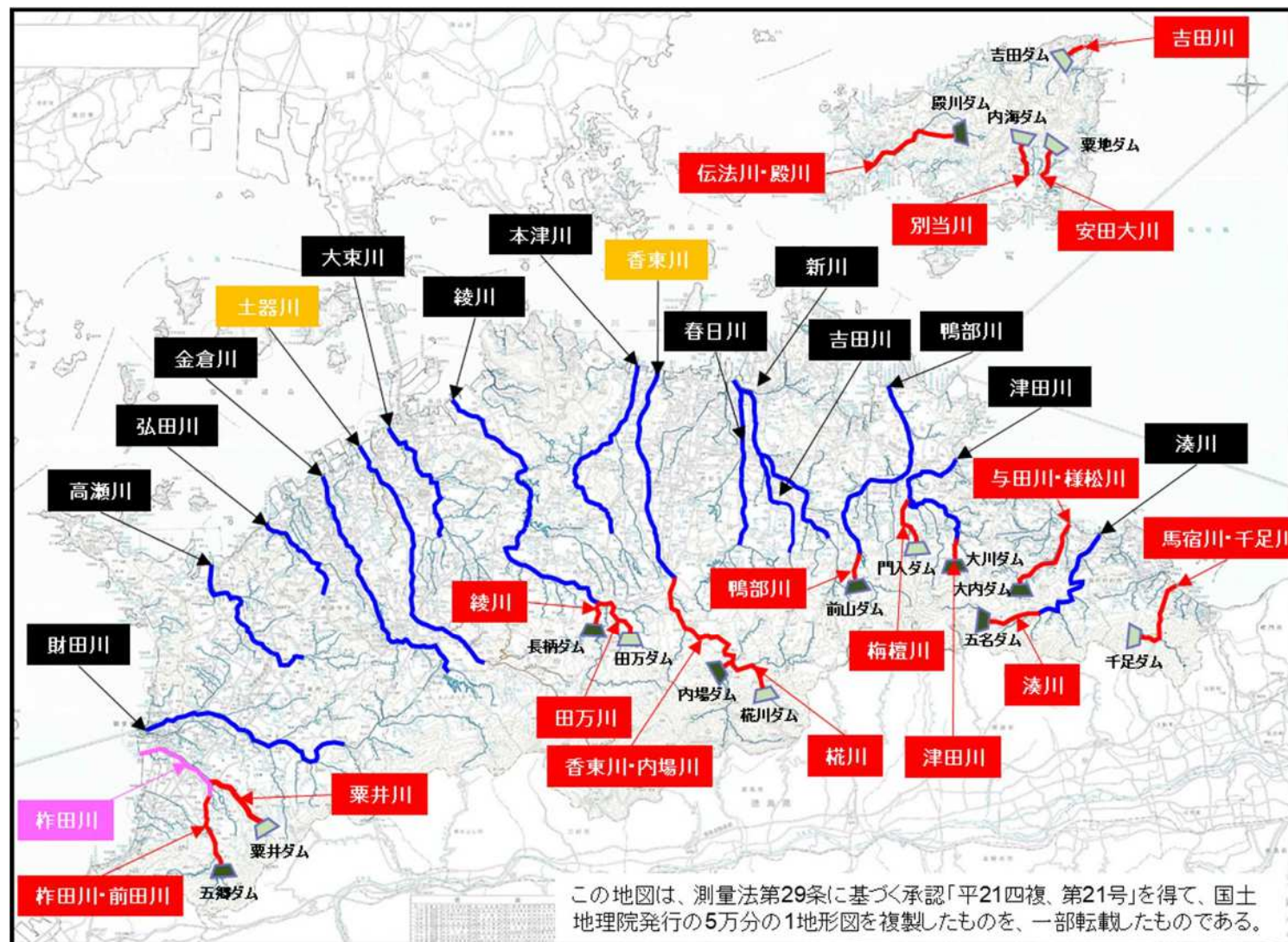
ハザードマップの作成

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

取組No. 1 洪水浸水想定区域図の作成(4/9)

(2) ダム下流河川

□位置図



凡 例

〇〇川

令和3年度までに作成した
洪水予報河川
国管理:1河川
県管理:1河川

〇〇川

令和3年度までに作成した
水位周知河川:13河川

〇〇川

令和4年度に新たに作成
した水位周知河川:1河川

〇〇川

令和4年度に新たに作成
したダム下流河川:21河
川

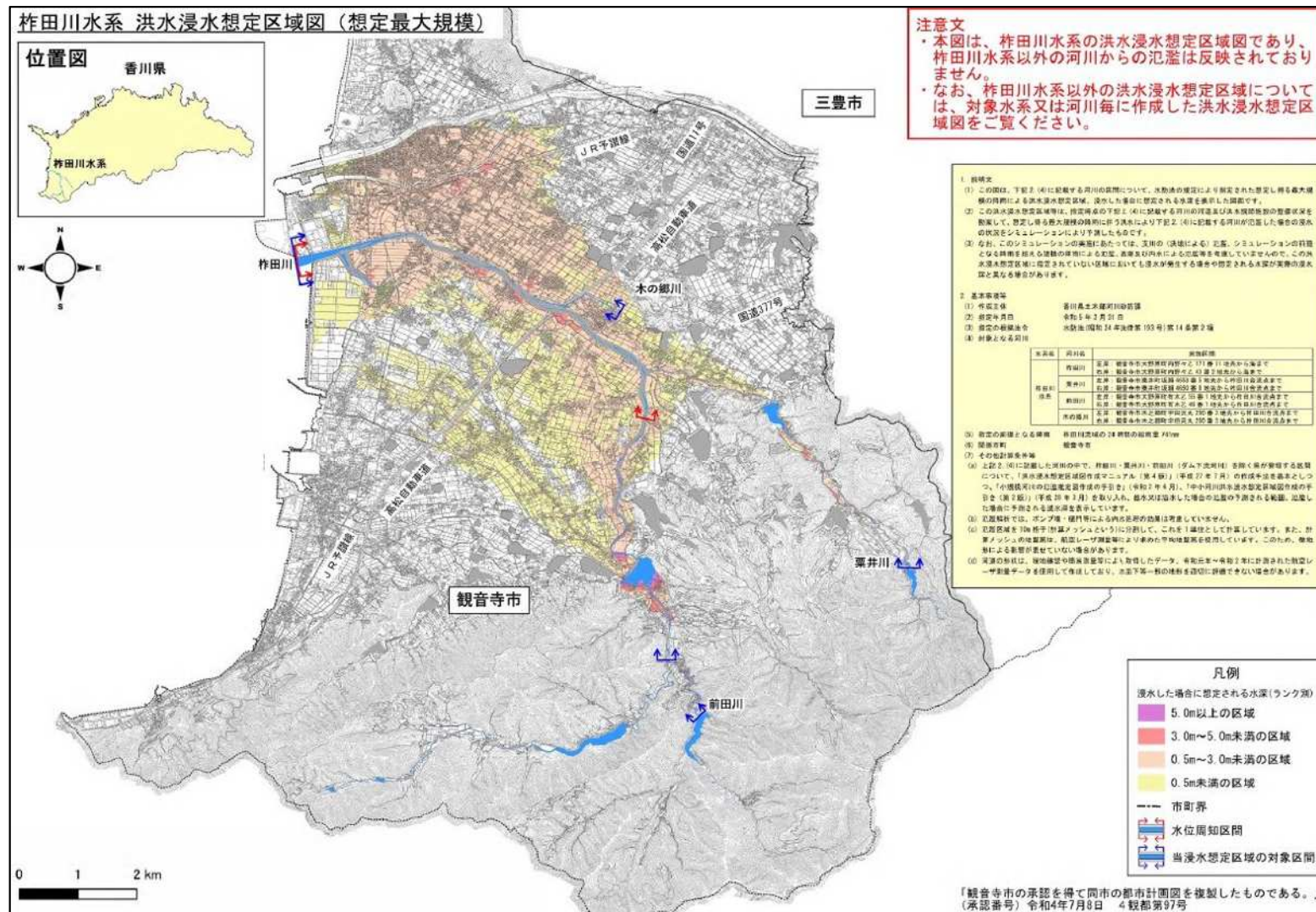
ゲートを有するダム

ゲートを有しないダム

取組No.1 洪水浸水想定区域図の作成(5/9)

(2) ダム下流河川

(参考) 洪水浸水想定区域図(杵田川・前田川・栗井川)



この地図は、観音寺市の承認を得て、同市の都市計画図を複製したものである。(承認番号) 令和4年7月8日 4観都第97号)

(3) 住宅等の防御対象のある小規模な河川

□取り組み状況

対象となる283河川のうち140河川について検討を行い、令和6年3月までに洪水浸水想定区域図を公表し、現在84河川について洪水浸水想定区域図を作成しています。

□洪水浸水想定区域の指定後の作業

市町地域防災計画の変更

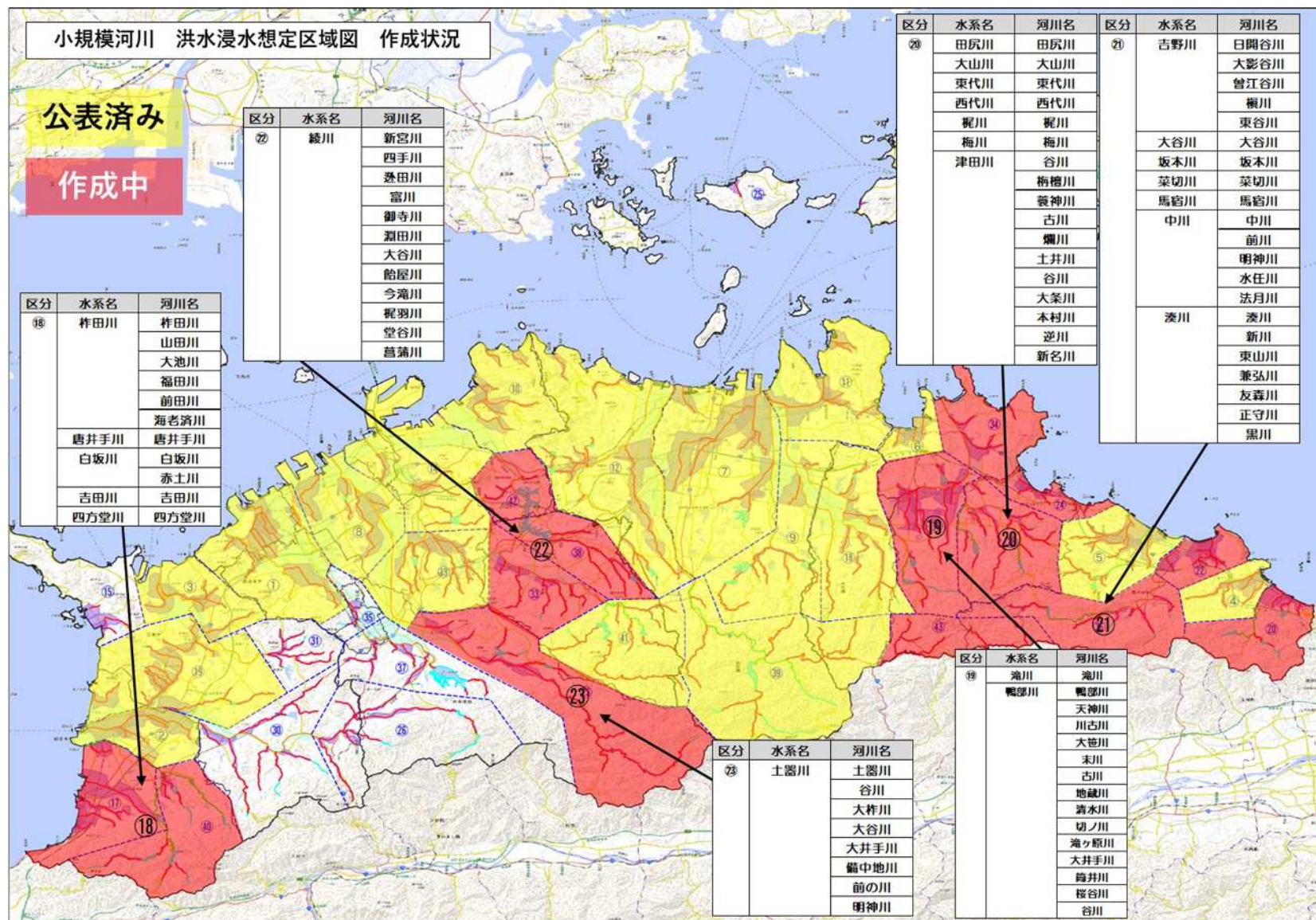
ハザードマップの作成

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

取組No. 1 洪水浸水想定区域図の作成(7/9)

(3) 住宅等の防護対象のある小規模な河川

□位置図

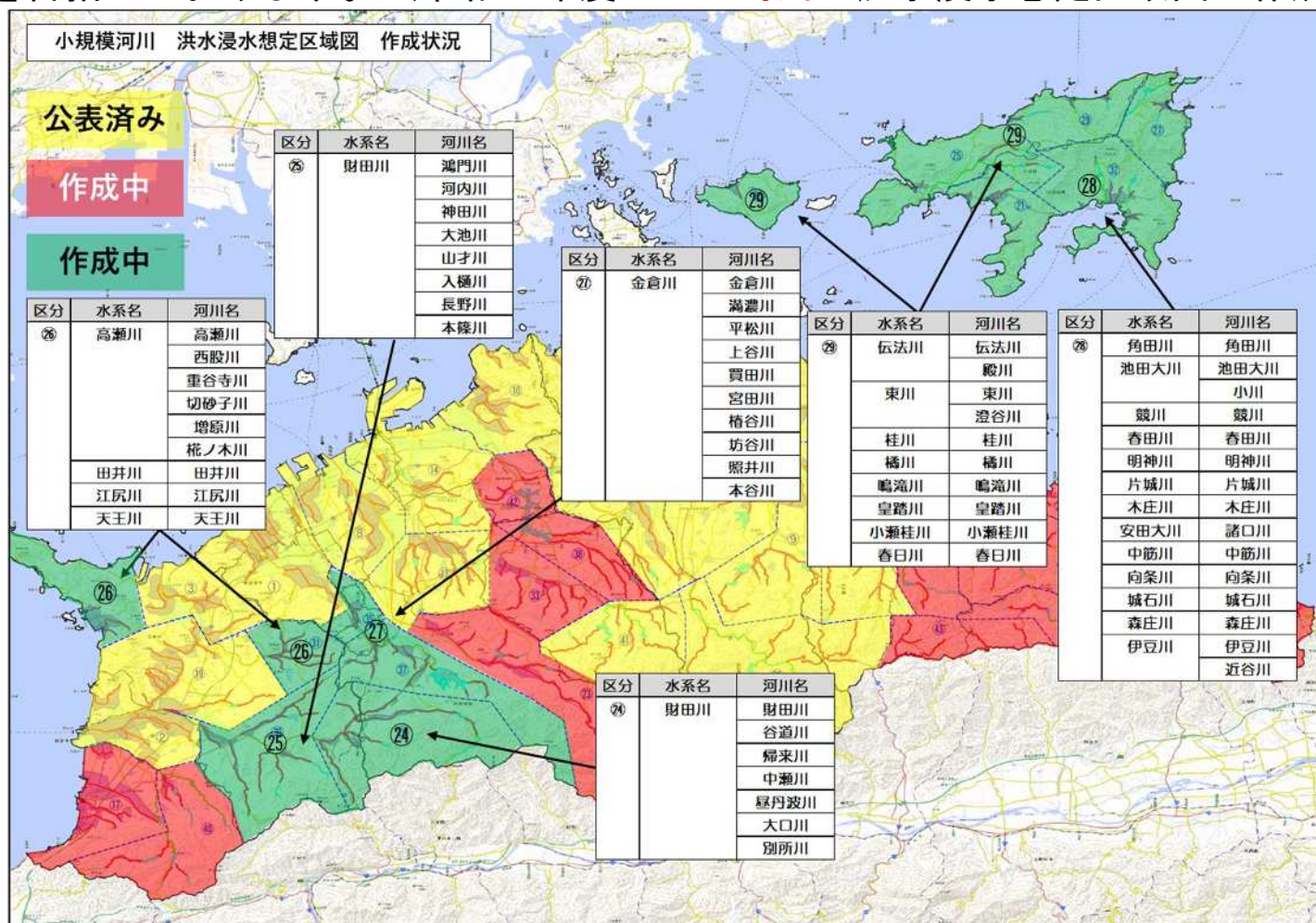


取組No. 1 洪水浸水想定区域図の作成(9/9)

(3) 住宅等の防護対象のある小規模な河川

□今後の取り組み

小規模な河川の洪水浸水想定区域図の作成については、各市町のハザードマップ作成のタイミングを極力考慮した作成スケジュールとなるように修正し、**令和7年度末までの完成を目指しております。**（令和6年度は**59河川**の洪水浸水想定区域図の作成を予定）



取組No. 2 土砂災害警戒区域等の指定(1/4)

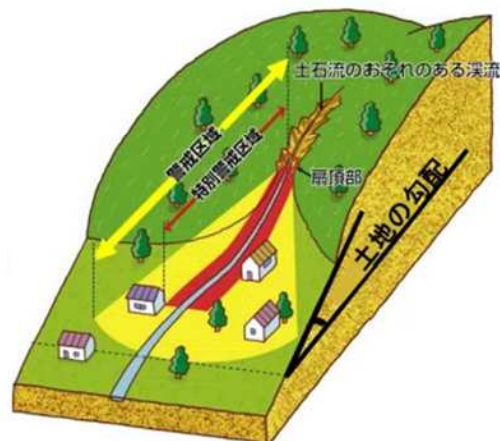
(1) 概要

□概要

平成13年度に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等の土砂災害のおそれがある土地について、地形・地質等の状況及び土砂災害防止施設等の設置状況や過去の土砂災害に関する調査（以下、基礎調査という。）を行い、土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）の指定を進めています。

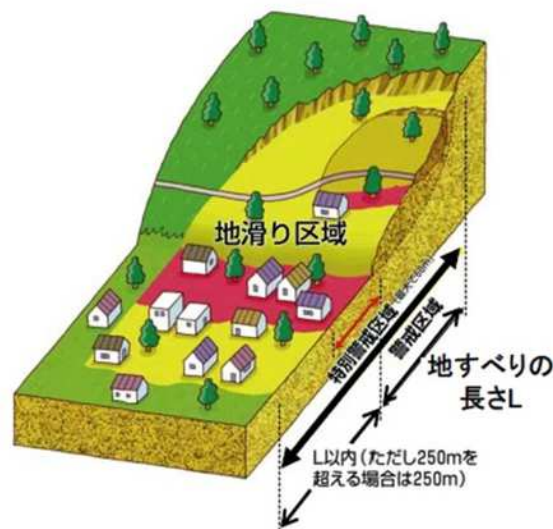
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



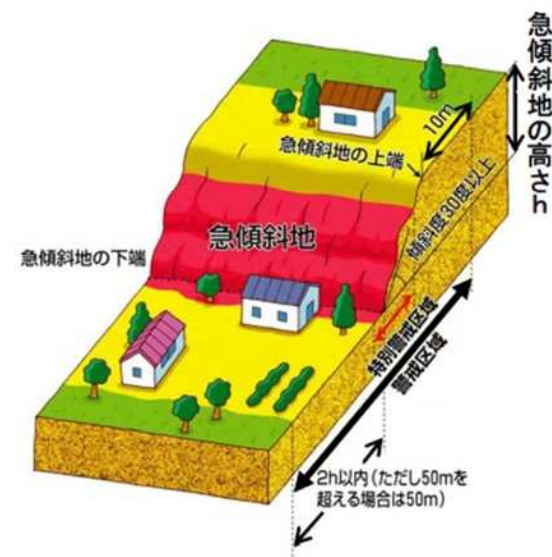
地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



出典：国土交通省HP

(2) 取り組み状況

□基礎調査の実績

・ 1 巡目 (H17～H27)

土砂災害危険箇所を対象に、調査を実施し土砂災害警戒区域等の公表・指定を行いました。

・ 2 巡目調査 (H28～)

H28～R1：1巡目の基礎調査を行った後に、県や市町により工事が実施された区域等について、再度調査を行い指定区域の見直しを行いました。

R1～R2：航空写真を用いて地形改変箇所の抽出と調査を実施し、土砂災害警戒区域等の区域を公表・指定しました。

R4～：令和元年東日本台風では、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所で被害があり、「近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について（R2.3 社会資本整備審議会）」では、より詳細な地形データの活用により、土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出できる可能性があることと示されたことから高精度な地形図を用いた抽出及び情報精査を実施し、引き続き1巡目の見直し調査を行っています。

□令和5年度末時点で、次表のとおり公表・指定を行っています。

取組No. 2 土砂災害警戒区域等の指定(3/4)

(2) 取り組み状況

市町	公表		指定（R6.3時点）	
	イエロー	レッド	イエロー	レッド
高松市	1,722	1,503	1,721	1,502
丸亀市	370	252	370	252
坂出市	147	115	147	115
善通寺市	126	104	126	104
観音寺市	301	217	301	217
さぬき市	633	534	632	532
東かがわ市	553	476	551	474
三豊市	1,543	1,265	1,543	1,265
土庄町	283	203	283	203
小豆島町	441	266	441	266
三木町	266	238	260	232
直島町	107	99	107	99
宇多津町	30	24	30	24
綾川町	476	428	476	428
琴平町	40	27	40	27
多度津町	79	54	79	54
まんのう町	931	818	931	818
計	8,048	6,623	8,038	6,612

(2) 取り組み状況

□今後の取り組み

○土砂災害警戒区域等の未指定箇所の早期指定

土砂災害警戒区域等が公表済みであるが、土地所有者等の同意が得られず、指定ができていない箇所について、県と市で連携しながら指定に向けて手続きを進めます。

○見直し調査、新規箇所調査

区域を公表した後、県や市町により工事が実施された箇所について、基礎調査を実施し、既指定区域の見直しを行います。

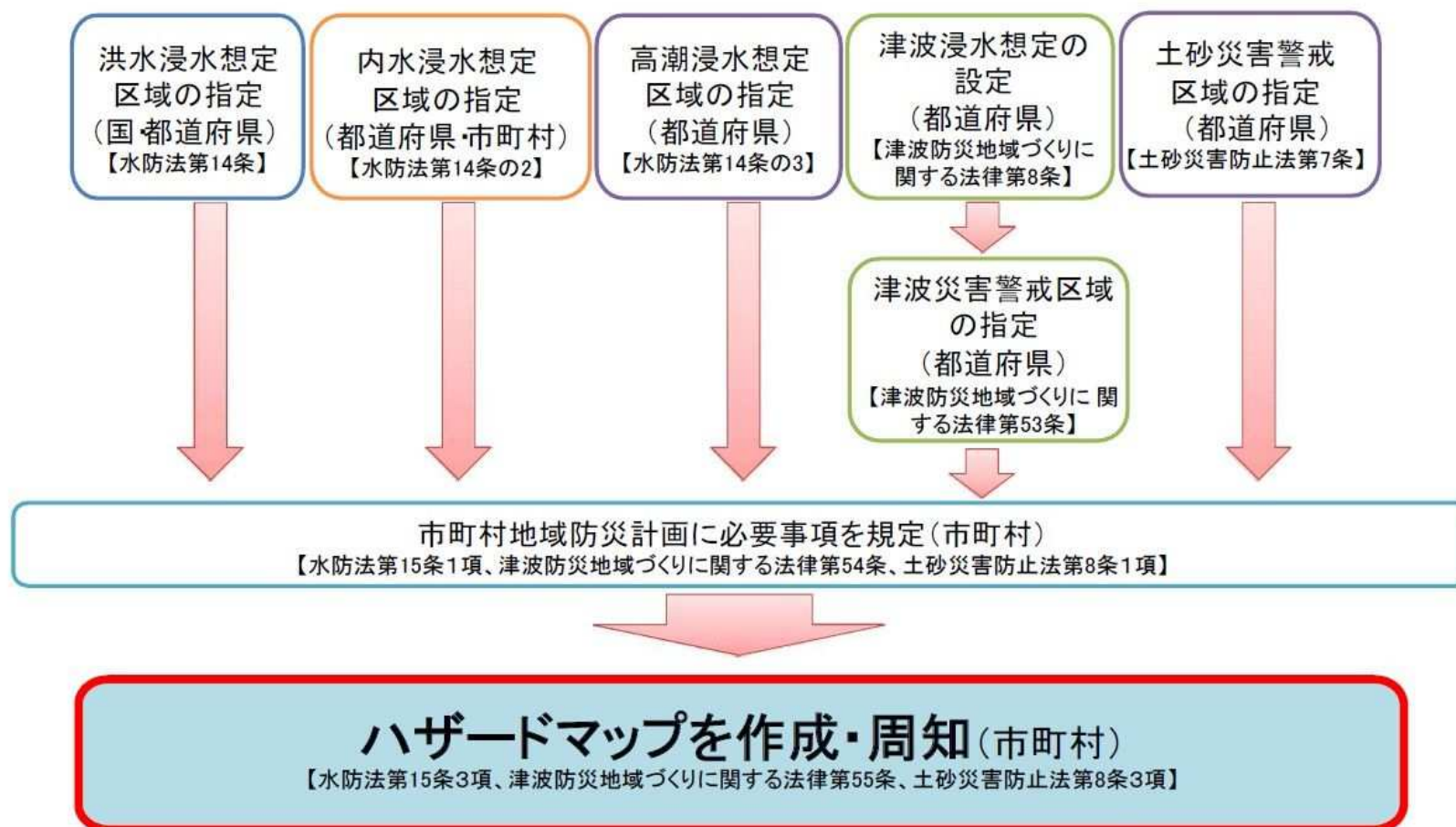
また、新たな土砂災害の危険性を周知するために、高精度な地形図等を用いた抽出を行い、抽出により地形改変が判明した箇所については基礎調査を引き続き行います。

取組No. 3 ハザードマップの改良(1/3)

(1) 概要

□ハザードマップに関する法制度

ハザードマップの作成・周知に関する法制度は、「水防法」「津波防災地域づくりに関する法律」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等に規定されており、主な内容は以下の通りです。



取組No.3 ハザードマップの改良(2/3)

(1) 概要

- 水害ハザードマップ作成時等におけるチェックシートの活用について【事務連絡】
- 他県の会計実地検査において、水防法や手引き等において記載する必要がある事項が記載されておらず、水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されていない事例が確認され、下記に示すような事務連絡が発出されています。

事 務 連 絡
令和5年9月13日

各都道府県 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 課長補佐

水害ハザードマップ作成時等におけるチェックシートの活用について（依頼）

国土交通省では、水害ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、従来、洪水、内水、高潮、津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合し、新たに早期の立退き避難が必要な区域を設定することなどを示した「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月25日国水環防第4号制定、令和5年5月30日事務連絡改定、以下、「手引き」という。）を作成し、都道府県を通じて市区町村に通知し、市区町村は手引きに基づき水害ハザードマップを作成しているところである。

しかしながら、今般、会計実地検査において、水防法等又は手引きにおいて記載する必要があるとされている事項が記載されておらず、水害時に人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある重要な情報が住民等に提供されていない事例が確認された。

ついては、水害ハザードマップに記載が必要な事項について周知徹底するため、市区町村が必要な事項に漏れがないかを自ら点検でき、さらに視認性を確保しつつ地図面に記載すべき事項を記載するなどした事例を添付したチェックシートを作成したので、水害ハザードマップ作成時等に本チェックシートを活用し、適切に対応されたい。

なお、本件については、都道府県から管内市区町村に対して周知されるよう依頼されたい。

水害ハザードマップ作成チェックシート

水害ハザードマップの作成等に当たり、下記のチェック項目及び参照すべき事例について、確認して下さい。

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。		☐
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇（せき上げ）を加えた水位）を用いているか。	事例1	☐
2：土砂災害警戒区域について（洪水、内水、高潮、津波）	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	事例2	☐
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例3	☐
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等危険想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定しているか。		☐
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	事例4	☐

1

取組No.3 ハザードマップの改良(3/3)

(2) 取り組み状況

□令和5年度までの取り組み

各種の区域指定があった箇所について、県内全市町でハザードマップの作成を行っており、各市町のホームページへの掲載及び危険箇所などの位置が分かる概要図を公民館やコミュニティセンターなどの公共施設で縦覧及び掲示を行っています。

令和5年度：ハザードマップ更新予定

市町名	ハザードマップの種類		
	洪水浸水	高潮浸水	土砂
高松市	○	○	○
丸亀市		○	
さぬき市	○	○	○
小豆島町		○	
多度津町	○	○	○
直島町		○	○

□今後の取り組み

今後、各種の区域の指定や変更があった箇所について、順次、ハザードマップを作成・更新していくこととしています。

なお、令和6年度は土庄町において、ハザードマップの作成・更新を予定しています。

令和6年度：ハザードマップ更新予定

市町名	ハザードマップの種類		
	洪水浸水	高潮浸水	土砂
土庄町	○	○	○

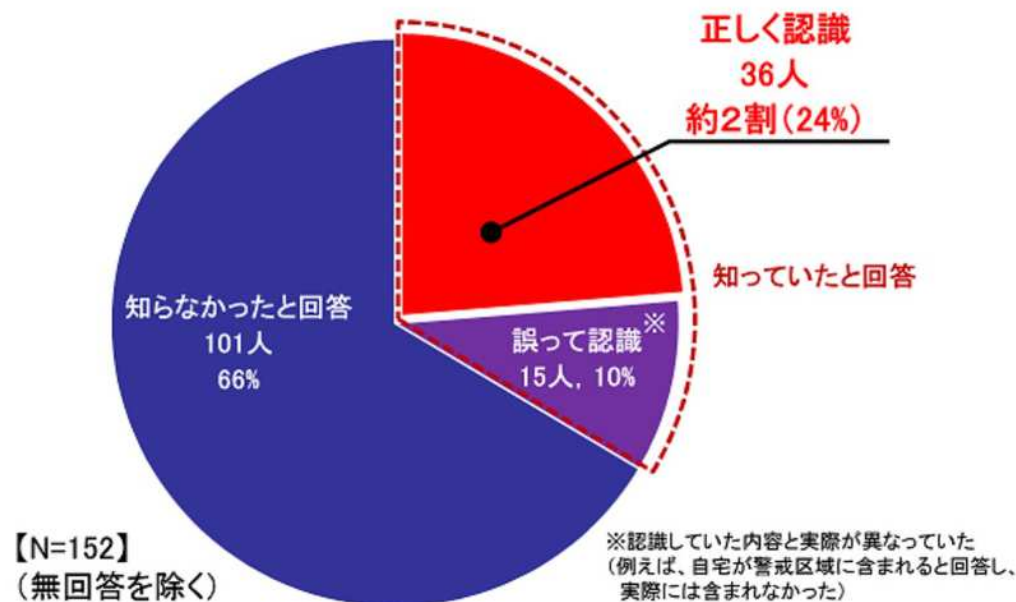
取組No. 4 災害リスクの現地表示(1/2)

(1) 概要

□概要

平成30年7月豪雨による被害地域において、国が実施しているアンケート調査によると、自宅が土砂災害警戒区域に含まれているかどうかを正しく認識していた人が約2割しかないという結果も示されており、住民の方々の土砂災害警戒区域等への認知度が向上するよう、土砂災害警戒区域等を表示した看板を公民館等に設置します。

【問】 自宅が土砂災害警戒区域に含まれているか（又は含まれないか）知っていましたか。



出典：国土交通省事務連絡

取組No. 4 災害リスクの現地表示 (2/2)

(2) 取り組み状況

□これまでの取り組み

令和3年度から先行して小豆地域において現地表示を実施しました。

設置箇所：土庄町、小豆島町

設置数：45箇所（R3：23箇所 R4：22箇所）

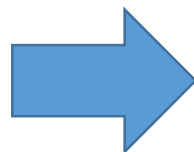
令和5年度は、約8,000箇所ある土砂災害警戒区域内のうち、人家戸数が多い箇所、災害実績のある箇所等により優先順位をつけ、88箇所の設置工事を発注しており、5箇所は設置を完了しています。

□今後の取り組み

令和5年度に設置予定であった83箇所は設置完了に向けて工事を進めています。

令和6年度は、優先順位に基づき、引き続き約150箇所に設置する予定です。

□設置例（さぬき市北山分館）



(1) 概要

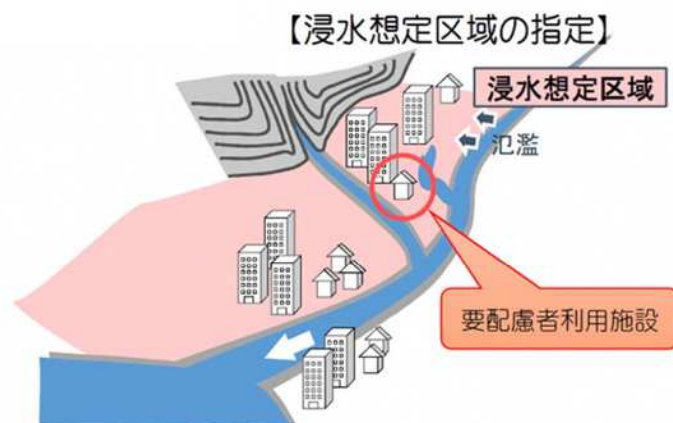
□要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設です。

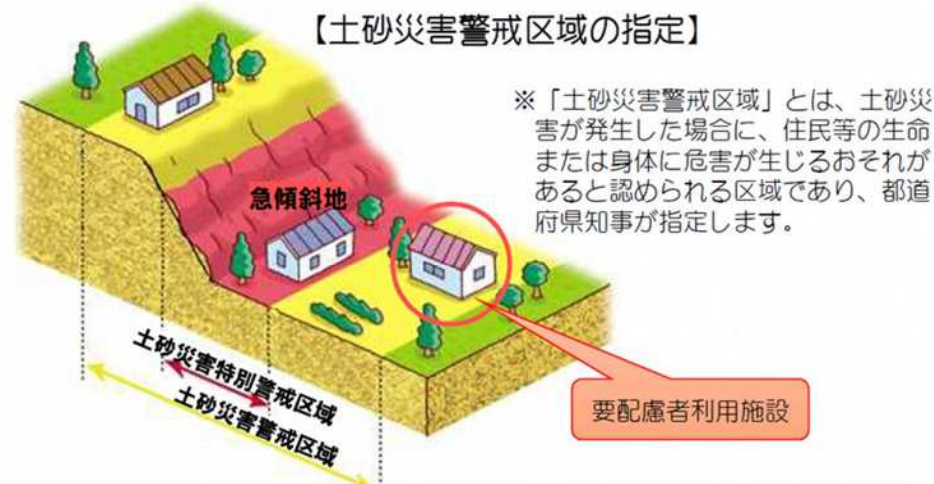
□平成29年の水防法等の一部改正

高潮及び洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となりました。

義務付けの対象となるのは、要配慮者利用施設のうち、市町の地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



出典：国土交通省HP

取組No. 5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(2/6)

(1) 概要

□法改正の経緯、必要性

平成27年9月の関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。

全国各地で豪雨が頻発化・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、浸水や土砂災害の危険性がある要配慮者利用施設において、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要です。



平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道・東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、岩手県の小本川では、要配慮者利用施設で入居者が逃げ遅れ犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しています。
(9名が死亡)



「逃げ遅れゼロ」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない避難体制の構築が必要です。

(2) 取り組み状況

○情報共有

「大規模氾濫等減災協議会」や「要配慮者利用施設における避難体制構築に向けた情報連絡会」を通じて、関係機関が情報を共有し、各種取り組みを円滑に実施できる体制を整えています。

○施設管理者へ避難確保計画の作成依頼

県の所管課及び市町からの文書や会議により作成を依頼しています。また、施設管理者への実地検査などの際に作成を依頼しています。

○作成支援ツールの提供

避難確保計画を容易に作成できるツール（様式、作成例、手引き）を必要に応じ送付しています。

○施設管理者向け説明会の実施

避難確保計画未作成施設の管理者に対して、説明会（講習会プロジェクトなど）を実施しています。

○個別依頼

未作成の施設に対して、個別に電話等で作成を依頼しています。

取組No. 5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(4/6)

(2) 取り組み結果

□昨年度の取り組み結果

【避難確保計画作成】

情報共有や施設管理者へ作成依頼など、これまで行ってきた取り組みにより、半年間で作成済み施設が **1 2 1 箇所** の増となりました。

(令和5年9月末時点)

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設 件数	避難確保計画		対象施設 件数	避難確保計画		対象施設 件数	避難確保計画	
		作成件数	作成率		作成件数	作成率		作成件数	作成率
高松市	575	430	75%	79	75	95%	371	182	49%
丸亀市	159	114	72%	13	12	92%			
坂出市	82	82	100%	12	12	100%	65	65	100%
善通寺市	28	28	100%	7	7	100%			
観音寺市	46	36	78%	6	5	83%			
さぬき市	19	18	95%	15	13	87%			
東かがわ市	17	13	76%	6	1	17%			
三豊市	48	25	52%	17	13	76%			
土庄町				10	10	100%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	15	14	93%	3	3	100%			
直島町				4	4	100%			
宇多津町	33	31	94%				33	33	100%
綾川町	12	10	83%	2	2	100%			
琴平町	23	14	61%						
多度津町	59	59	100%	1	1	100%			
まんのう町	15	15	100%	9	9	100%			
計	1,131	889	79%	203	185	91%	469	280	60%

(令和6年3月末時点)

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設 件数	避難確保計画		対象施設 件数	避難確保計画		対象施設 件数	避難確保計画	
		作成件数	作成率		作成件数	作成率		作成件数	作成率
高松市	575	460	80%	80	76	95%	372	214	58%
丸亀市	168	130	77%	14	13	93%	78	59	76%
坂出市	82	82	100%	12	12	100%	65	65	100%
善通寺市	28	28	100%	7	7	100%			
観音寺市	46	36	78%	6	5	83%			
さぬき市	19	18	95%	13	13	100%			
東かがわ市	17	12	71%	5	1	20%			
三豊市	47	31	66%	16	13	81%			
土庄町				12	12	100%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	15	14	93%	3	3	100%			
直島町				4	4	100%			
宇多津町	33	31	94%						
綾川町	12	10	83%	2	2	100%			
琴平町	23	13	57%						
多度津町	59	59	100%	1	1	100%			
まんのう町	15	15	100%	9	9	100%			
計	1,139	939	82%	203	189	93%	515	338	66%

取組No. 5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進(5/6)

(2) 取り組み結果

□昨年度の取り組み結果

【避難訓練実施】

昨年度の避難訓練の実施率は半年間で全体平均で約9%の増となりましたが、全体平均で約20%と、まだまだ低い状況です。

(令和5年度実施数_9月末時点)

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設 件数	避難訓練		対象施設 件数	避難訓練		対象施設 件数	避難訓練	
		実施数	実施率		実施数	実施率		実施数	実施率
高松市	575	27	5%	79	1	1%	371	12	3%
丸亀市	159	0	0%	13	11	85%			
坂出市	82	0	0%	12	0	0%	65	0	0%
善通寺市	28	3	11%	7	1	14%			
観音寺市	46	0	0%	6	0	0%			
さぬき市	19	0	0%	15	13	87%			
東かがわ市	17	0	0%	6	1	17%			
三豊市	48	28	58%	17	12	71%			
土庄町				10	7	70%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	15	5	33%	3	1	33%			
直島町				4	3	75%			
宇多津町	33	0	0%				33	12	36%
綾川町	12	0	0%	2	2	100%			
琴平町	23	9	39%						
多度津町	59	8	14%	1	0	0%			
まんのう町	15	15	100%	9	8	89%			
計	1,131	95	8%	203	78	38%	469	24	5%

(令和5年度実施数_3月末時点)

市町名	洪水浸水想定区域内			土砂災害警戒区域内			高潮浸水想定区域内		
	対象施設 件数	避難訓練		対象施設 件数	避難訓練		対象施設 件数	避難訓練	
		実施数	実施率		実施数	実施率		実施数	実施率
高松市	575	75	13%	80	8	10%	372	30	8%
丸亀市	168	51	30%	14	6	43%	78	16	21%
坂出市	82	1	1%	12	0	0%	65	0	0%
善通寺市	28	23	82%	7	1	14%			
観音寺市	46	6	13%	6	0	0%			
さぬき市	19	0	0%	13	13	100%			
東かがわ市	17	0	0%	5	1	20%			
三豊市	47	31	66%	16	12	75%			
土庄町				12	12	100%			
小豆島町				19	18	95%			
三木町	15	5	33%	3	1	33%			
直島町				4	3	75%			
宇多津町	33	13	39%						
綾川町	12	6	50%	2	2	100%			
琴平町	23	13	57%						
多度津町	59	4	7%	1	1	100%			
まんのう町	15	15	100%	9	8	89%			
計	1,139	243	21%	203	86	42%	515	46	9%

(2) 取り組み状況

□今年度以降の取り組み

令和3年3月に高潮浸水想定区域図、令和4年7月にダム下流河川、令和5年3月31日、11月30日及び令和6年3月31日に小規模河川の洪水浸水想定区域図を公表しており、年内に小規模河川の洪水浸水想定区域図を新たに公表する予定です。

そのため、避難確保計画の作成等が必要となる要配慮者利用施設が増える場合があります。

□公表場所

高潮浸水想定区域図：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/kasen/takasiosinsou.html>

洪水浸水想定区域図：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/kasen/kouzuinsinsou.html>

香川県オープンデータカタログサイト（公表図のSHAPEデータ）：

<https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/>

取組No. 6 水害・土砂災害に関する広報の充実(1/1)

(1) 概要

□概要

県では、住民の迅速な避難行動につなげるため、毎年、大雨シーズン前には、新聞等において平時における水害・土砂災害リスク情報の確認や、台風や集中豪雨のときの情報収集等について呼びかけています。

□令和5年度の取り組み

新聞広告 R5. 6. 24 水害・土砂災害から命を守るために
R5. 9. 16 水害・土砂災害から身を守るために
R6. 3. 11 防災香川（巨大地震に備えよう）
広報誌 6月号 みんなの県政 THE かがわ

大雨 洪水 暴風 高潮 河川の氾濫 土石流 地すべり がけ崩れ

水害・土砂災害から命を守るために!

水害

洪水

河川から水が溢れたり、堤防が決壊して大量の水が押し寄せたりして、家や車が浸水されおそれがあります。避難が迫れると、沢山に巻き込まれてしまうこともあります。

浸水

浸水した道路と水路との境が分からなくなり、水路に落ちたり、家屋や車庫に大きな被害が生じたりします。また、停電や通信障害、交通網の麻痺などが起こるおそれがあります。

高潮

台風などにより海水が堤防を越え、道路や建物に浸水したり、ライフラインや農作物に被害が生じます。特に高潮が来ると、被害はさらに大きくなります。

土砂災害

がけ崩れ

がけ崩れの前には、
 *がけから水が吹き出す。
 *がけに亀裂が入る。
 *がけがハラハラと落ちてくる。

地すべり

地すべりの前には、
 *地盤が急に揺れる。
 *建物や地面に亀裂ができる。
 *樹木や電柱が傾く。

土石流

土石流の前には、
 *地盤が急に揺れる。
 *川の水位が急に上がる。
 *川の水位が急に下がる。
 *泥臭いにおいがする。

ハザードマップで事前に確認を!

土砂災害リスク情報をチェック!
 水害リスク情報をチェック!
 避難行動をチェック!

台風や集中豪雨のときは

①まずは情報収集!
 「かがわ防災Webポータル」や「防災アプリ」で最新の情報を収集しよう。
 ②河川の水位に注意!
 台風や集中豪雨によって、河川の水位が急激に上がる場合があります。水位が上がると、洪水の危険性が高まります。水位が上がると、洪水の危険性が高まります。

香川県土木部 河川砂防課 TEL.087-832-3544

かがわ防災Webポータル <https://www.bousai-kagawa.jp/>

令和5年9月16日四国新聞

取組No. 7 防災教育の促進(1/2)

(1) 取り組み状況

【出前講座の実施：マイ・タイムライン研修(香川県東讃保健福祉事務所)】

【出前講座の概要】

1. 開催日時
令和5年11月15日 10時～11時
2. 参加機関
香川県東讃保健福祉事務所
3. 参加者数
事務所職員 13人
4. 主な内容
 - 香川県における水害・土砂災害の説明
 - YR区域、洪水浸水想定区域の説明
 - 県が作成したパンフレットを用いた演習
・マイ・タイムラインの作成



パワーポイント資料を用いた講義



マイ・タイムライン作成のグループワーク



パンフレットを用いた演習

(2) 取り組み状況

◎環境キャラバン隊

…小中学校を中心に学校や地域で県職員が講師となり環境学習を行う出前講座

令和6年度から環境政策課の実施する「**環境キャラバン隊**」のプログラムの1つとして河川砂防課の出前講座が加わりました。

プログラム名：気候変動と防災

概 要：気候変動の原因や私たちの暮らしへの影響について知り、県内で発生した災害や模型を使い災害について分かりやすく学びます。頻発化・激甚化する災害に対して、被害を少なくするために出来ることや避難の方法など、災害への備えについて学びます。

○学校での出前講座について積極的な声かけ、環境キャラバン隊のご活用をお願いします。

取組No. 8 避難訓練への地域住民の参加促進(1/6)

(1) 概要

□法律等

平成27年に改正された「土砂災害防止法」では、土砂災害に係る避難訓練の事項が盛り込まれ、「土砂災害防止対策基本指針」では、土砂災害に係る避難訓練は毎年1回以上実施することが基本とされました。

□土砂災害防止月間

国土交通省と都道府県では、防災・減災の取り組みの一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。

その取組の一つとして、住民、市町村、都道府県、国、防災関係機関等による「土砂災害・全国防災訓練」を実施しています。



避難所運営に関する机上訓練
(綾川町・自治会連合会)



避難者の受付訓練
(小豆島町・安田自治会)



出典：NPO法人土砂災害防止広報センター

取組No. 8 避難訓練への地域住民の参加促進(2/6)

(2) 取り組み状況

□昨年度の取り組み

【住民参加型の土砂災害・全国防災訓練（坂出市西庄地区）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和5年11月12日 9時～12時
2. 開催機関: 坂出市
3. 訓練参加者: 131人
4. 主な訓練内容
 - ・単位自治体ごとの指定避難場所への避難訓練
 - ・土のう作製・積み土のう訓練
5. 訓練で工夫した点
 - ・一時避難場所へ集合し、自治会長が人数確認を実施
 - ・消防団による巡回および避難補助 など
6. 訓練により判明した課題
 - ・雨天のため、高齢者の徒歩避難が困難であった
 - ・地区全体が高齢化しており、土のう工法の担い手不足



婦人会による炊き出し訓練



土のう作製・積み土のう設置訓練



段ボールベット・間仕切り段ボール設置訓練

(2) 取り組み状況

【住民参加型の土砂災害・全国防災訓練（善通寺市吉原地区）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和5年11月18日 9時～12時
2. 開催機関: 善通寺市吉原地区自主防災会
3. 訓練参加者: 140人
4. 主な訓練内容
ハザードマップを活用した防災講演会
5. 訓練で工夫した点
・マップを活用した地区の土砂災害警戒区域再確認
・マイタイムラインの作成方法
6. 訓練により判明した課題
マイタイムラインを作成の際に地域住民が土砂災害のことも含んで作成をすることへの難しさが分かり、土砂災害の危険性や回避する手段をより一層啓発する必要性を感じた。



地区の特徴や災害の基本事項の説明



ハザードマップで土砂災害区域確認



マイタイムラインを作成

取組No. 8 避難訓練への地域住民の参加促進(4/6)

(2) 取り組み状況

【要配慮者施設の土砂災害・全国防災訓練（さぬき市志度天野地区）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和5年8月9日(水) 13時30分～15時00分
2. 開催機関: 医療法人日昭会岡病院(要配慮者利用施設等)、さぬき市
3. 訓練参加者: 約30人
4. 主な訓練内容
 - ・施設利用者の垂直避難訓練(模擬訓練)
 - ・土砂災害に関する講習会
5. 訓練で工夫した点
 - ・施設の避難確保計画に基づく訓練とし、計画の実行性を確認した。
6. 訓練により判明した課題
 - ・実際にベッド等を移動させて垂直避難を実施したが、患者さんが乗っていないためスピードが速かったり、一人でベッドを動かすなどマニュアルに沿った行動ができなかった。



土砂災害に関する講習会



模擬避難訓練①



模擬避難訓練②



模擬避難訓練③

(2) 取り組み状況

【住民参加型の土砂災害・全国防災訓練（東かがわ市小砂地区）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和5年7月2日 9時30分～11時00分
2. 開催機関: 小砂自治会員、香川県防災士会東讃支部、東かがわ市、東かがわ市消防団、香川県
3. 訓練参加者: 42人
4. 主な訓練内容
 - ・防災まち歩き
 - ・防災講習会
5. 訓練で工夫した点
実際に土砂災害警戒区域に指定されている場所を見て、危険箇所の理解向上に努めた。
6. 訓練により判明した課題
地元の危機意識向上(過去の経験から、警戒区域に懐疑的で避難する必要がないと考えている住民も見られた)



防災講習会(集会所)



防災まち歩き①



防災まち歩き②

(2) 取り組み状況

【要配慮者施設の土砂災害・全国防災訓練（直島町）】

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和5年10月17日 10時～11時
2. 開催機関: 直島幼児学園、直島小学校、直島中学校
直島町、直島町消防団
3. 訓練参加者: 約250人
4. 主な訓練内容
 - ・シェイクアウト訓練
 - ・要配慮者利用施設避難訓練
 - ・町消防団指導による消火訓練
5. 訓練で工夫した点
 - ・消防団員が避難行動及び消火訓練の指導を行ったこと
6. 訓練により判明した課題
 - ・近隣の要配慮者施設同士の連携を密にする必要性を感じた



消防団による避難行動及び消火訓練指導



水消火器による消火訓練

(1) 概要

□ホットラインの定義

ホットラインとは、市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から河川の情報を、市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みです。

□都道府県管理河川におけるホットラインの必要性（ガイドラインより）

平成28年8月の台風10号による岩手県岩泉町の小本川で、水位観測局の水位が基準に達した際に担当者レベルで県から町へ情報を伝達していましたが、町幹部には周知されず、避難勧告が発令されないまま、水害が発生しました。

県管理の中小河川では急激な水位上昇を伴うことが多く、短時間での対応を迫られることが想定されることから、市町村長の気づきを促すよう河川管理者から直接情報を提供する意義は大きく、ホットラインの拡大及び定着を図る必要があります。

□香川県におけるホットラインの構築

香川県では、平成29年6月の出水期から、洪水予報河川及び水位周知河川の水位情報など、防災に関する情報を伝達するために市町とホットラインを構築しました。

□ホットラインのタイミング

（全般）

警戒体制をとった時

（河川）

避難判断水位到達時

氾濫危険水位到達時

（土砂災害）

土砂災害警戒情報発表時

（高潮）

高潮警報発令時

（ダム）

緊急放流開始の約1時間前

緊急放流を開始した時

緊急放流終了時

緊急放流未実施が確定した時

取組No. 9 ホットラインの構築(2/3)

(2) 取り組み状況

□ホットラインの運用（河川、土砂災害、高潮）

香川県におけるホットラインの運用について															
伝達機関		受達機関		伝達手段	高 潮	河 川		土砂災害							
	伝達者		受達者		ホットラインを運用する要因	対象河川	基準水位局	ホットラインを運用する要因	ホットラインを運用する要因						
長尾土木事務所	所長	東かがわ市	市長	電話	●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)	湊川	与田山	●警報発令に伴い警戒体制をとった段階で、ホットラインの伝達者、 受達者の確認を行う	●土砂災害警戒情報発表時 (避難指示発令の目安)						
		さぬき市	市長			津田川	弁天橋								
		三木町	町長			鴨部川（下流）	脇橋								
小豆総合事務所	次長	土庄町	町長		対象外	鴨部川（上流）	井戸川橋			●水位周知河川については、 基準水位局で	①「避難判断水位」に 到達した場合 (高齢者等避難発令の目安)				
		小豆島町	副町長			新川（上流）	平木橋					②「氾濫危険水位」に 到達した場合 (避難指示発令の目安)			
高松土木事務所	所長	高松市	副市長		●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)	—	—			●香東川（洪水予報河川） については、基準水位局で	①「避難判断水位」に 到達した場合 (高齢者等避難発令の目安)				
						—	—					②「氾濫危険水位」に 到達する見込みの場合 (3時間後の予測まで) (避難指示発令の目安)			
		新川（下流）	新川橋			春日川（上流）	川北橋								
春日川（下流）	元山	吉田川	吉田川橋												
※香東川	※成合	本津川（下流）	国分寺												
—	—	綾川（上流）	滝宮												
大東川（上流）	上車橋	金倉川	高藪橋												
綾川（上流）	滝宮	綾川（下流）	鴨川新橋												
大東川（下流）	津之郷橋	対象外	金倉川			高藪橋									
中讃土木事務所	所長	丸亀市	市長			●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)	綾川（上流）						滝宮	●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)	対象外
							大東川（下流）						津之郷橋		
		綾川（上流）	滝宮				綾川（上流）						滝宮		
坂出市		総務部長	●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)			金倉川	高藪橋						●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)	対象外	
						善通寺市	自治防災課長								金倉川
宇多津町		町長				弘田川	甲山								
西讃土木事務所		所長	観音寺市		市長	●高潮警報発令時 (避難指示発令の目安)	金倉川			高藪橋	※情報伝達は伝達時の避難指示発令の有無に関わらず、 必ず行うものとする。				
							三豊市			危機管理課長		柞田川		黒淵橋	
			財田川（下流）		稲積橋										
	高瀬川（上流）		佐股橋												
	高瀬川（下流）		三野橋												
財田川（上流）	長瀬橋														
財田川（下流）	稲積橋														

※情報伝達は伝達時の避難指示発令の有無に関わらず、必ず行うものとする。

取組No.9 ホットラインの構築(3/3)

(2) 取り組み状況

□ホットラインの運用（ダム）

香川県におけるホットラインの運用について（ダム操作版）									
伝達機関		受達機関		伝達手段	ダ ム				
	伝達者		受達者		対象ダム	調節方式 （ゲートor自然）	対象河川	ダム下流水位局	ホットラインを運用する要因
長尾土木事務所	所長	東かがわ市	市長	電話	千足	自然	千足川	新磨橋、万代橋	●警報発令に伴い警戒体制をとった段階で、ホットラインの伝達者、受達者の確認を行う
					五名	ゲート	湊川	与田山、湊	
					大内	ゲート	様松川	風呂橋	
		さぬき市	市長		大川	ゲート	津田川	落合、津田川橋	
					門入	自然	梅檀川	梅檀川、梅檀川下流、大井橋	
					前山	ゲート	鴨部川	鴨部	
三木町	町長	前山	ゲート		鴨部川	井戸川橋			
		土庄町	町長		殿川	ゲート	殿川	蓬莱橋、西條	
					殿川	ゲート	殿川	－	
小豆総合事務所	次長	小豆島町	副町長		吉田	自然	吉田川	荒魂	●ゲート操作を伴わない自然調節（ゲートレス）ダムについては、 ①緊急放流となる約1時間前（避難指示発令の目安） ②緊急放流となった時 ③緊急放流終了時又は未実施が確定した時点
					栗地	自然	安田大川	馬木	
高松土木事務所	所長	高松市	副市長		内海	自然	別当川	寒霞溪橋	
					内場	ゲート	内場川	塩江、北井中徳、岩崎	
					長柄	ゲート	綾川	萱原堰、滝宮	
中讃土木事務所	所長	綾川町	町長		田万	自然	田万川	諏訪成	
					長柄	ゲート	綾川	滝宮	
					長柄	ゲート	綾川	鴨川新橋	
西讃土木事務所	所長	観音寺市	市長		五郷	ゲート	前田川	落合、井関、木之郷	
					栗井	自然	栗井川	丸井橋	

(1) 概要

□かがわ防災Webポータル

県のホームページの「かがわ防災Webポータル」では、「高潮浸水想定区域」、「洪水浸水想定区域」などの災害リスク情報や、台風などの非常時に迅速な避難行動が行えるよう雨量、河川水位、土砂災害の危険度などの情報を公表しています。

□確認できる情報

【気象】

気象警報・注意報、土砂災害警戒情報
河川水位、雨量、潮位、ダム情報など

【台風】

台風進路図、台風情報

【地震】

震度、津波情報

【道路規制】

道路規制状況

【ハザード】

土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定
区域、高潮浸水想定区域など

【避難情報】

各市町の避難地区及び対象世帯数など

【避難所情報】

各市町の避難所の開設情報など

【災害情報】

県内の状況、過去の災害情報について
全国災害被害情報

【防災情報】

気象庁、気象庁防災気象情報など

【交通情報】

JR四国、ことでん、高松空港など

【交通情報[高速バス]】

JR四国バス、四国高速バスなど

【ライフライン】

四国電力、四国ガス、NTT西日本など

【安否情報】

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版など

取組No. 10 かがわ防災Webポータル活用(2/5)

(2) 取り組み状況

□かがわ防災Webポータルの使用方法

1. 検索サイトで「かがわ防災Webポータル」を検索

かがわ防災Webポータル

検索

2. 必要な情報の選択

- ① 画面上部のタブから「気象」「台風」「地震」などを選択
- ② 画面中部のプルダウンから選択
- ③ 地図を拡大したい場合は、画面左下の「ハザード地図を拡大して見る」を選択

The screenshot displays the Kagawa Disaster Web Portal interface. At the top, there is a navigation bar with tabs for '緊急情報' (Emergency Information), '気象(大雨)' (Weather (Heavy Rain)), '地震' (Earthquake), '道路規制' (Road Restrictions), 'ハザード' (Hazard), '避難情報' (Evacuation Information), and '避難所情報' (Evacuation Site Information). The '気象(大雨)' tab is selected and highlighted with a red dashed box and a red arrow labeled '① 選択' (Selection 1). Below the tabs, the '気象(大雨)' section is active, showing a map of Kagawa Prefecture with river water levels. A red dashed box highlights the map area, and a red arrow labeled '③ 選択' (Selection 3) points to the 'ハザード地図を拡大して見る' (Expand and view hazard map) button at the bottom left. On the right side, a list of river water levels is shown, with a red dashed box highlighting the list and a red arrow labeled '② 選択' (Selection 2) pointing to the '河川水位' (River Water Level) dropdown menu. The list includes locations like 高松地域 (Takamatsu Area), 小豆 (Mame), 東讃 (Tosa), 中讃 (Naka-Tosa), and 西讃 (Sai-Tosa). The page also includes a search bar at the top right and a language selector.

(2) 取り組み状況

3. レイヤー一覧から必要な項目を選択

かがわ防災Webポータル

文字の大きさ: 小 中 大

Language: 言語を選択

トップページ > ハザード拡大地図

操作説明

必要な項目を選択

レイヤー一覧

- ☒ 河川水位
- + 【雨量(水防)】
- + 【雨量(砂防)】
- ☐ 潮位
- ☐ 潮位 (外部リンク)
- ☐ ダム
- + 【河川カメラ等】
- ☐ 土砂災害警戒判定1kmメッシュ
- + ☐ 【土砂災害】
- + 【洪水浸水想定区域】
- + 【高潮】
- + 【地震】
- + 【津波】
- + 【防災重点農業用ため池】
- + 【防災施設】
- + 【通行規制】

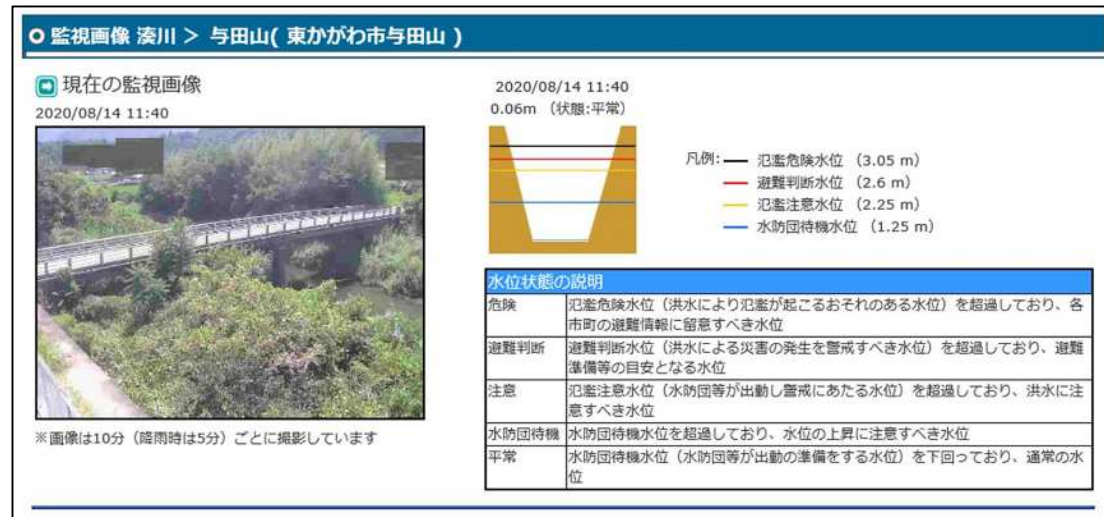
印刷

このページを閉じる

取組No.10 かがわ防災Webポータルを活用(5/5)

(2) 取り組み状況

□表示例（河川監視カメラ）



□表示例（土砂災害警戒情報）



取組No. 11 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン活用(1/2)

(1) 概要

□市町村における災害対応の現状と課題

- ・ 災害発生時には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、地方公共団体自らが管理する河川や道路等の災害復旧事業に主体的に取り組むことが求められています。
- ・ しかし、近年では激甚な災害が頻発しており、大規模災害時には、技術職員が不足しがちな小規模な市町村においては自らの職員のみで、急増する業務を迅速かつ円滑に遂行することが困難な状況が想定されます。

土木系職員は年々減少しており、
「村」の約3/4では技術系職員が既に0人

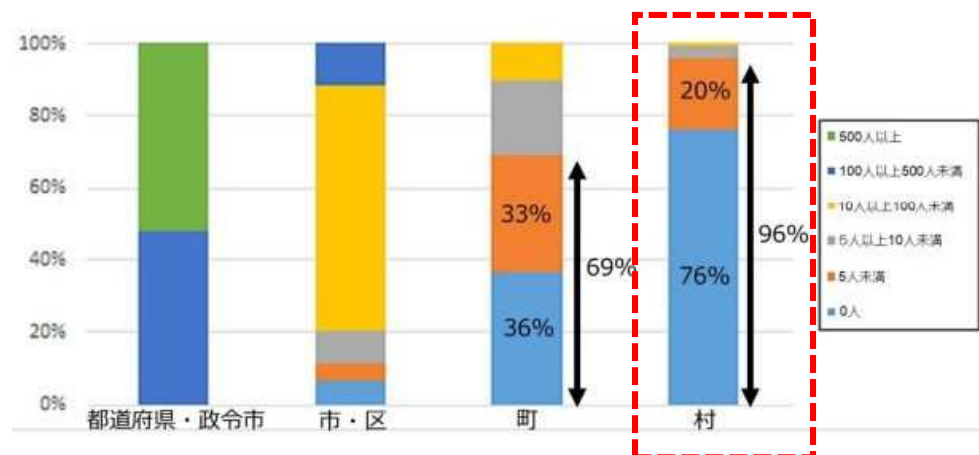


図3 地方公共団体別の土木技術職員数の現状

約4割の市町村では、過去10年間で
災害復旧事業を実施した経験が1回以下

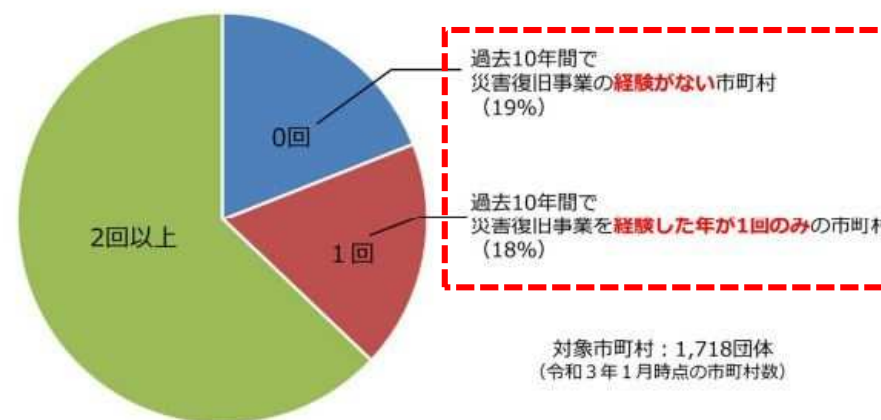


図4 過去10年間で災害復旧事業を経験した年の回数

「市町村における災害復旧事業の円滑な実施に係る支援方策のあり方」
(令和4年5月、市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会) より引用

取組No. 11 市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン活用(2/2)

(2) 取り組み状況

□市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン

対 象：災害対応に従事する市町村職員

掲載内容：既存支援制度、参考となる取組、地域の先進事例・好事例

活用方法：

平時⇒職員相互での共有、必要となる支援のピックアップ・見直し

(eラーニング研修資料：https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/hukkyu_shien.html)

災害時⇒災害対策本部や手に取りやすい場所に置き、『躊躇なく』各種支援制度を活用

□確認できる情報



目次	
早期の災害対応体制の構築が必要などとき 応急対策職員派遣制度	P.9
当面の災害対応から工事監督補助まで様々な場面での支援が欲しいとき 都道府県等による技術職員派遣	P.11
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき TEC-FORCE	P.15
所有する資機材ではとても間に合わないとき 災害時に活用可能な国の保有資機材	P.16
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき 災害査定官による災害緊急調査	P.17
災害復旧業務に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき 災害復旧技術専門家派遣制度	P.18
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき 地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	P.19
積算補助、工事監督補助など、発注者支援が必要などとき 建設技術センター等による発注者支援	P.20
高度な技術力を要する工事で手に負えそうにないとき 災害復旧事業の代行制度	P.21
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難などとき 大規模災害時の既発注工事・業務への対応	P.23
災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	P.24
多くの復旧工事を発注しなければならないとき 災害復旧工事の施工体制の確保	P.25
発災初期の迅速な災害対応が求められるとき 建設業・建設関連団体との連携	P.27
全国の先進事例・好事例 ① 先進技術の活用による事業の効率化 災害復旧事業のデジタル技術活用	P.29
全国の先進事例・好事例 ② 民間事業者のノウハウを活用 事業実施体制確保のための民間人材の活用 ・CM方式 ・事業促進PPP	P.33
全国の先進事例・好事例 ③ 技術者不足等の課題を解決 市町村による相互支援組織の設立	P.39

(1) 概要

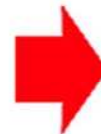
□災害復旧事業

近年の気候変動の影響により、風水害が頻発化・激甚化し、全国各地で大規模な災害が毎年のように発生しています。

風水害などの異常な天然現象により公共土木施設（河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、下水道、公園の施設、その他港湾局等に係る施設）が被害を受けた場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき国の補助を受けて施設の復旧を行うことができ、被災箇所について災害復旧を国に申請し、それに基づいて災害査定が行われます。

災害復旧事業の例

【被災状況】



【復旧後】



被災施設を原形に復旧

出典：国土交通省HP

取組No. 12 「災害復旧事業の手引き」の作成(2/2)

(2) 取り組み状況

□「災害復旧事業の手引き」の作成

香川県は他県に比べて災害が少なく、災害復旧事業に関する技術の伝承が課題となっています。

そこで、災害が発生した際に迅速に施設の復旧が行えるよう、一般的な災害復旧事業（国土交通省防災課担当分）における基本的な項目についてまとめた「災害復旧事業の手引き」を、令和6年2月に作成しました。

なお、災害復旧事業の詳細については、毎年6月に発行される「災害手帳」で確認してください。

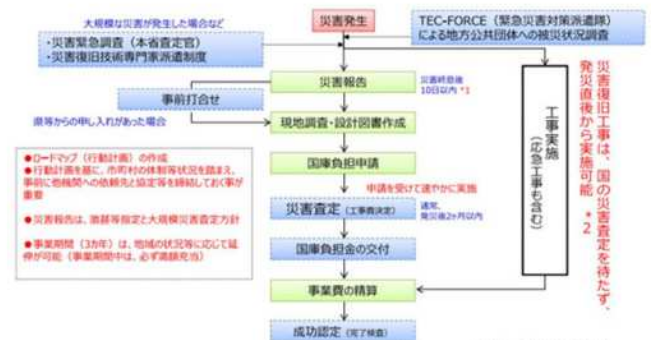


「災害復旧事業の手引き」

1 災害復旧事業の流れ

災害復旧事業を実施するために必要な「災害査定」は、原則、災害終息後から2か月以内（遅くとも3か月以内）に実施する必要があります。

また、国の災害査定を待たずに復旧工事（応急工事を含む）を実施することも可能ですが、査定前に着工する場合は、写真が被災の事実を示す唯一の手段となるため、被災状況等がわかる写真を撮影しておく必要があります。



(出典：国土交通省 HP)

2 災害復旧事業の対象（異常な天然現象） ※災害手帳 P3

法第2条の「異常な天然現象」で、主なものは以下のとおりです。

- (1) 河川災害
 - ①警戒水位（旧警戒水位）以上の水位
 - ②河岸高の5割程度以上の水位（警戒水位の定めのない場合）
※河岸高とは、低水位から天端までの高さ
- (2) 河川以外の施設災害
 - ①最大24時間雨量が80mm以上の降雨
 - ②時間雨量が20mm以上の降雨
- (3) 最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風
- (4) 異常な高潮、波浪（うねりを含む）、津波により発生した災害で、被災の程度が比較的軽微と認められないもの
- (5) 地すべりによる一定のブロックが構成している地すべり防止施設の災害
- (6) 地震による被害（基準は定めていないが社会通念上の被害であること）
- (7) その他、災害手帳を参照